

岡山県公報

発行
岡山県



目次

担当課（室）

【規則】

- 知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則（県例規集登載）

建築指導課

【訓令】

- 岡山県職員人事評価規程の一部改正（県例規集登載）

人事課

【告示】

- 岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の一部改正（県例規集登載）

経営支援課

- 精神通院医療を担当する医療機関の指定

健康推進課

- 指定居宅サービス事業者の指定

指導監査室

- 指定居宅サービスの事業の廃止

〃

- 介護医療院の開設許可

〃

- 指定障害福祉サービスの事業の廃止の届出

〃

- 土砂災害警戒区域の指定

防災砂防課

- 土砂災害警戒区域等の指定

〃

- 構造計算適合性判定を委任した指定構造

建築指導課

目次

担当課（室）

【公告】

計算適合性判定機関からの変更の届出

- 県営土地改良事業の工事完了

耕地課

- 公共測量の実施

監理課

- 公共測量の終了

〃

- 道路の位置の指定

建築指導課

- 宅地建物取引業者の事務所所在地の不確知

〃

- 開発許可を受けた開発行為に関する工事の完了

〃

- 公共施設に係る開発行為に関する工事の完了

〃

- 落札者等の決定

警察本部会計課

- 令和六年度岡山県職員A採用試験（アピール型）の実施

人事委員会

【公安委員会】

- 交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則（県例規集登載）

地域課

【警察本部】

- 令和六年度第一回岡山県警察官採用試験の実施

警務課

◎岡山県規則第一号

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則の一部を改正する規則
知事の権限に属する事務の処理の特例に関する条例に基づき市町村が処理する事務の範囲を定める規則（平成十二年岡山県規則第五十二号）の一部を次のように改正する。
別表第二の三十二の項中(92)を(94)とし、(83)から(91)までを二ずつ繰り下げ、(82)の次に次のように加える。

-
- | | |
|------|---|
| (83) | 政令第三百三十七条の十二第六項の規定による建築基準法令の適用除外の認定の申請の受理及び当該認定通知書の交付 |
| (84) | 政令第三百三十七条の十二第七項の規定による建築基準法令の適用除外の認定の申請の受理及び当該認定通知書の交付 |
-

附 則

この規則は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県訓令第1号

庁 中 一 般
出 先 機 関

岡山県職員人事評価規程（平成二十四年岡山県訓令第2号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第三条第三項中「会計年度任用職員」の下に「（第三項会計年度任用職員を除く。第七条第七項及び第八項において「第五項会計年度任用職員」という。）」を加え、同項を同条第五項とし、同条第二項の次に次の二項を加える。

3 任期の定めが六月以上かつ週当たりの勤務時間が十五時間三十分以上の会計年度任用職員（以下「第三項会計年度任用職員」という。）の人事評価は、毎年度二回行うものとし、四月一日から九月三十日までの期間に係る人事評価として中間評価を、十一月一日から翌年三月三十一日までの期間に係る人事評価として最終評価を行うものとする。

4 前項の規定にかかわらず、休職等の事由により、同項の中間評価又は最終評価の対象となる期間における勤務すべき日のうち、二分の一に相当する日数以上の日数を勤務していない第三項会計年度任用職員については、当該中間評価又は最終評価の対象としない。

第七条第六項中「当該会計年度任用職員」を「当該第五項会計年度任用職員」に改め、同項を同条第八項とし、同条第五項中「会計年度任用職員」を「第五項会計年度任用職員」に改め、同項を同条第七項とし、同条第四項の次に次の二項を加える。

5 第三項会計年度任用職員は、第三条第三項の中間評価にあつては十月一日を、同項の最終評価にあつては二月十五日を基準日として、実績評価に係る自己評価を行い、その結果を評価者に提出するものとする。

6 前項に規定する提出を受けた評価者は、実績評価に係る評価を行い、その結果について所属長又は所属長が指名する者の確認を受けた上で、当該第三項会計年度任用職員と面談を行い、その結果を書面により交付するものとする。

附 則

この訓令は、令和六年四月一日から施行する。

◎岡山県告示第七十一号

岡山県中小企業支援資金融資制度要綱（平成二十一年岡山県告示第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

令和六年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

第二条に次の一号を加える。

二十 事業者選択型経営者保証非提供制度 事業者選択型経営者保証非提供制度要綱（二〇二四〇一一五中庁第十五号）に基づき全国的に統一して設けられた制度をい
う。

別表第九号中「設備資金（土地の取得資金を除く。）」の次に「激甚災害（激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）に基づき指定された令和6年能登半島地震による災害（以下「令和6年能登半島地震による災害」という。）に限る。）の影響を受けた事業者の再建に必要な事業資金」や「特定中小企業者」の次に「又は激甚災害（令和6年能登半島地震による災害に限る。）の影響を受けた者」を加え、同表中備考を備考1とし、同表の備考2として次のように加える。

2 この表中の保証料は、事業者選択型経営者保証非提供制度を適用する場合には、所定の料率に年0.25%又は年0.45%を上乗せする。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、令和六年三月十五日から施行する。

（適用）

2 この告示による改正後の岡山県中小企業支援資金融資制度要綱の規定は、この告示の施行の日以降に岡山県信用保証協会が保証の申込みを受け付けた資金について適用する。

◎岡山県告示第七十二号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五十九条第一項の規定により、精神通院医療を担当する医療機関を次のとおり指定した。

令和六年三月一日

指定した医療機関

岡山県知事 伊原 隆 太

名称

所在地

指定年月日

訪問看護ステーションone・room

総社市中央一―二―一三 高杉事務所二階

令和六年三月一日

◎岡山県告示第七十三号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第四十一条第一項本文の規定により、次のとおり指定居宅サービス事業者を指定した。

令和六年三月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

訪問介護事業所セレク

2 所在地

岡山県津山市上河原四六六一サンライズマンション一〇一

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

エステラ合同会社

2 所在地

岡山県津山市上河原四六六一サンライズマンション一〇一

三 指定年月日

令和六年三月一日

四 介護保険事業所番号

三三七〇三〇二五六八

五 サービスの種類

訪問介護

◎岡山県告示第七十四号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第七十五条第二項の規定により、次のとおり指定居宅サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年三月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

しらさぎ通所介護事業所

2 所在地

岡山県加賀郡吉備中央町竹荘五四一番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

社会福祉法人吉備中央町社会福祉協議会

2 所在地

岡山県加賀郡吉備中央町竹荘五四一番地

三 廃止の届出を受理した年月日

令和六年二月二十二日

四 介護保険事業所番号

三三七三一〇〇一二六

五 サービスの種類

通所介護

◎岡山県告示第七十五号

介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第一百七条第一項の規定により、次のとおり介護医療院の開設を許可した。

令和六年三月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

一 施設の名称及び所在地

1 名称

国定病院介護医療院

2 所在地

岡山県浅口郡里庄町大字浜中九三番地一四一

二 開設者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

医療法人萌生会国定病院

2 所在地

岡山県浅口郡里庄町大字浜中九三番地一四一

三 許可年月日

令和六年三月一日

四 介護保険事業所番号

三三B二七〇〇一八

五 サービスの種類

介護医療院

◎岡山県告示第七十六号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第四十六条第二項の規定により、次の指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があった。

令和六年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 事業所の名称及び所在地

1 名称

就労定着支援事業所ハンズ

2 所在地

笠岡市西大島一七六七番地

二 事業者の名称及び主たる事務所の所在地

1 名称

株式会社ハンズ

2 主たる事務所の所在地

笠岡市西大島一七六七番地

三 廃止年月日

令和六年二月二十九日

四 事業所番号

三三一〇五〇〇二九七

五 サービスの種類

就労定着支援

◎岡山県告示第七十七号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号）第七条第一項の規定により、新見市の区域内において土砂災害警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年三月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類
指定の区域

二一〇丁金谷〇〇三

地滑り

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備中県民局建設部新見地域管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第七十八号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成十二年法律第五十七号。以下「法」という。）第七条第一項及び第九条第一項の規定により、岡山市の区域内において土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域を次のとおり指定する。

令和六年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 土砂災害警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類

指定の区域

二〇一K吉宗〇一一

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

二 土砂災害特別警戒区域

箇所番号

土砂災害の発生原因と
なる自然現象の種類

指定の区域及び法第九
条第二項括弧書に
規定する土砂災害警
戒区域等における土
砂災害防止対策の推
進に関する法律施行
令（平成十三年政令
第八十四号）で定め
る衝撃に関する事項

二〇一K吉宗〇一一

急傾斜地の崩壊

次の図のとおり

各区域について、「次の図」は省略し、その図面を岡山県土木部防災砂防課及び岡山県備前県民局建設部管理課に備え置いて縦覧に供する。

◎岡山県告示第七十九号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の三十五の八第二項の規定により、構造計算適合性判定を委任した指定構造計算適合性判定機関から次のとおり変更の届出があった。

令和六年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 指定構造計算適合性判定機関の名称

株式会社建築構造センター

二 変更の内容

構造計算適合性判定の業務を行う事務所の所在地の変更（追加）

大阪事務所…大阪府大阪市中央区南本町三丁目四番一五号

三 変更の年月日

令和六年三月十三日

令和6年3月1日 岡山県公報 第12578号

〔九八〕 県営土地改良事業の施行に伴う工事が完了した。
令和六年三月一日

地区名

工場整備

岡山県知事 伊原木 隆 太

完了年月日
令和五・六・三〇

〔九九〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第一項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

令和六年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

倉敷市広江地内	測量区域
公共測量（基準点測量等）	測量の種類
令和六年二月二十一日から 同年三月十五日まで	測量期間

〔一〇〇〕測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第二項の規定により、倉敷市長から次のとおり公共測量を終了した旨の通知があった。

令和六年三月一日

岡山県知事 伊原 隆 太

倉敷市玉島乙島地	測量区域
公共測量（基準点測量等）	測量の種類
令和六年一月三十一日	終了年月日

〔一〇一〕建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第四十二条第一項第五号の規定により、次のとおり道路の位置を指定した。
 その関係図面については、岡山県備中県民局建設部管理課において、一般の縦覧に供する。

令和六年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

指 定 年 月 日	番 号	道 路 の 位 置	道路の幅員 (メートル)	道路の延長 (メートル)
岡山県指令備中局 建第四一七号 令和六年二月二十 日		浅口市金光町占見新田八二〇番 四、八二〇番一、八二〇番一七、 八二〇番一九、八二〇番一七地先 道	六・〇〇 六・〇二	四一・九五

〔一〇二〕宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第七十六号）第六十七条第一項の規定により、次のとおり公告する。

令和六年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 宅地建物取引業者名

商号又は名称

代表者名

事務所の所在地

株式会社ハウスエージェント

上荷 一眞

岡山市北区青江五丁目一一

岡崎ビル一階

二 一に掲げる者は、事務所の所在地を確知できないので、令和六年四月一日までに知事に申し出ること。

三 二に規定する申出がない場合は、一に掲げる者に係る宅地建物取引業者の免許は、これを取り消す。

〔一〇三〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事が完了した。

令和六年三月一日

岡山県知事 伊原 木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音柿木字新田八三八番一、八三八番四、八三九番一、八三八番一地先から
八三九番一地先まで水路

二 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市清音柿木八八四番地六

有限会社扇屋

代表取締役 中原 勇真

三 許可年月日及び許可番号

令和五年九月二十一日岡山県指令建指第二〇九号

〔一〇四〕次の者に係る都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条の規定による開発許可を受けた開発行為に関する工事のうち、公共施設に関する工事が完了した。

令和六年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

一 開発区域又は工区に含まれる地域の名称

総社市清音柿木字新田八三八番一、八三八番四、八三九番一、八三八番一地先から八三九番一地先まで水路

二 公共施設の種類

道路、下水道

三 位置及び区域

開発登録簿記載のとおり（開発登録簿は、岡山県土木部都市局建築指導課において閲覧に供する。）

四 許可を受けた者の所在地、名称及び代表者の氏名

総社市清音柿木八八四番地六

有限会社扇屋

代表取締役 中原 勇真

五 許可年月日及び許可番号

令和五年九月二十一日岡山県指令建指第二〇九号

令和6年3月1日 岡山県公報 第12578号

〔一〇五〕地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成七年政令第三百七十二号）に基づき、特定調達契約につき、次のとおり落札者等を決定した。

令和六年三月一日

岡山県知事 伊原木 隆 太

- 一 購入等件名及び予定数量
岡山県警察本部庁舎及び岡山県警察本部分庁舎で使用する電気の調達
予定使用電力量（警察本部庁舎） 四、一一六、三二五キロワット時
予定使用電力量（警察本部分庁舎） 八一、九七三キロワット時
- 二 納入期間
令和六年三月一日から令和七年九月三十日まで
- 三 契約に関する事務を担当する課等の名称及び所在地
岡山県警察本部警務部会計課
岡山市北区内山下二丁目四番六号
- 四 落札者を決定した日
令和六年一月二十五日
- 五 落札者の名称及び住所
四国電力株式会社
香川県高松市丸の内二番五号
- 六 落札金額
一三二、九三五、〇〇〇円（消費税額及び地方消費税の額を含む。）
- 七 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 八 入札公告日
令和五年十二月五日

◎岡山県人事委員会公示第一号

令和六年度岡山県職員A採用試験（アピール型）を次のとおり実施する。

令和六年三月一日

岡山県人事委員会委員長 安 田 寛

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分	採用予定者数	主な勤務先及び職務内容
行政	十二名程度	知事部局（本庁、県民局等）、教育委員会（教育庁、県立学校等）等において、一般行政事務に従事する。

二 受験資格

1 次のいずれかに該当する者

- (1) 平成十年四月二日から平成十五年四月一日までに生まれた者
- (2) 平成十五年四月二日以降に生まれた者で、次に掲げるもの

ア 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和七年三月三十一日までに卒業見込みの者

イ 岡山県人事委員会がアに該当する者と同等の資格があると認める者

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第四百九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

三 試験の方法

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

(1) 基礎能力試験

言語的理解力、数量的処理能力及び論理的思考力について択一式による筆記試験を行う。

(2) アピールシート試験

積極性、調整力・コミュニケーション能力、意欲、表現力・国語力等について記述試験を行う。

(3) 適性検査

性格、心理等について検査を行う。

2 第二次試験

口述試験

グループワーク、第一次個別面接及び第二次個別面接により行う。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

試験の期日	試験会場
-------	------

令和6年3月1日 岡山県公報 第12578号

令和六年四月二十一日（日曜日）		岡山会場		岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟	
東京会場					
都道府県会館	東京都千代田区平河町二丁目六番三号 岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎				

2 第二次試験

試験の期日	試験会場
令和六年六月六日（木曜日）から同月十一日（火曜日）までのうち指定する日（第一次試験の合格者に対して、岡山県人事委員会事務局のホームページにて指定する。）	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県人事委員会事務局の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県人事委員会事務局のホームページにも掲載するとともに、第二次試験の合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和六年五月十五日（水曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和六年六月中旬	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- (1) 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、成績順に採用候補者名簿に登録する。
- (2) 採用者は、任命権者からの請求に応じて、岡山県人事委員会が採用候補者名簿の登載順に提示した者の中から、任命権者が決定する。なお、採用時期は、原則として、令和七年四月一日とする。

2 給与

- (1) 令和六年四月採用者（新卒者）の給料月額は、二〇七、四〇〇円である。
- (2) 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

試験を受けようとする者は、令和六年三月一日（金曜日）から同月三十一日（日曜日）までの期間中、岡山県電子申請サービスにより受験申込みを行うこと。

八 その他

- 1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。
- 2 受験案内は、岡山県人事委員会事務局のホームページからダウンロードすることができる。
- 3 受験資格の有無及び受験申込みの入力事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求めることがある。
- 4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込みの入力事項等に虚偽のものと認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。

◎岡山県公安委員会規則第四号

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和六年三月一日

岡山県公安委員会

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則の一部を改正する規則

交番その他の派出所及び駐在所の名称、位置及び所管区に関する規則（平成六年岡山県公安委員会規則第八号）の一部を次に改正する。

第六号の表周匝駐在所の項中「周匝駐在所」を「城南駐在所」に、「周匝六九八の一」を「黒本六二番地一」に改める。

第七号の表三石駐在所の項中「三石一一二一の五」を「三石二八一番地」に、「三石の一部、日生町寺山」を「三石、日生町寺山、野谷、八木山」に改め、同表野谷駐在所の項を削る。

附 則

この規則は、令和六年三月七日から施行する。ただし、第七号の表の改正規定は、令和六年三月十四日から施行する。

令和6年3月1日 岡山県公報 第12578号

◎岡山県警察告示第十一号

令和六年度第一回岡山県警察官採用試験を次のとおり実施する。

令和六年三月一日

岡山県警察本部長 河原 雄介

一 試験区分、採用予定者数並びに主な勤務先及び職務内容

試験区分		採用予定者数		主な勤務先及び職務内容
警察官A (令和七年四月採用)	男性 女性	三十二人 十人		
警察官B (令和六年十月採用)	男性 女性	九人 三人		

二 受験資格

1 学歴、年齢及び性別

試験区分	受験資格
警察官A	平成三年四月二日以降に生まれた者で、次のいずれかに該当するもの (1) 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和七年三月三十一日までに卒業見込みの者に卒業見込みの者 (2) 岡山県警察本部が、(1)に該当する者と同等の資格があると認める者
警察官B	平成三年四月二日から平成十八年四月一日までに生まれた者。ただし、次のいずれかに該当する者は、受験することができない。 (1) 学校教育法による大学（短期大学を除く。）を卒業した者又は令和七年三月三十一日までに卒業見込みの者（岡山県警察本部が、同等の資格があると認める者を含む。） (2) 学校教育法による高等学校を令和六年十月一日から令和七年三月三十一日までに卒業見込みの者（岡山県警察本部が、同等の資格があると認める者を含む。）

2 次のいずれかに該当する者は、1に該当する者であっても受験することができない。

- (1) 日本の国籍を有しない者
- (2) 地方公務員法（昭和二十五年法律第二百六十一号）第十六条各号のいずれかに該当する者
- (3) 民法の一部を改正する法律（平成十一年法律第百四十九号）による改正前の民法（明治二十九年法律第八十九号）の規定による準禁治産の宣告を受けている者

三 試験の方法
 のうち心神耗弱を原因とするもの以外の者

試験は、第一次試験及び第二次試験とし、第二次試験は、第一次試験の合格者について行う。

1 第一次試験

警察官A		試験区分	種目	内容	
資格加算	身体検査1	体力試験	適性検査	論文試験	教養試験
英語	剣道	柔道	分野	資格・免許・検定・経歴	七1の受験申込書の提出の際に証明書類の写し又は原本を添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定・経歴について、警察業務に資する専門的技術及び知識の確認を行う。ただし、資格・免許・検定について証明書類の写しを提出した場合には当該証明書類の原本の確認を行う。
TOEFL (PBT) 四六〇点以上 TOEFL (CBT) 一四〇点以上 TOEFL (iBT) 四八点以上 国際連合公用語英語検定試験C級以上	三段以上（全日本剣道連盟の段位に限る。）	二段以上（講道館の段位に限る。）			指及び関節運動について職務遂行に支障がないかどうかの検査を行う。
					反復横跳び、上体起こし、握力及び二〇メートルシヤトルランを行う。
					性格、心理等について検査を行う。
					表現力、理解力、構成力、企画力等について記述試験を行う。
					大学卒業程度の一般的知識及び知能について択一式による筆記試験を行う。

中国語	韓国語	財務	情報処理	スポーツ歴
<p>中国語検定試験三級以上 漢語水平考試四級以上かつ一八〇点以上（平成二十一年十二月十三日以前に実施された試験にあつては、三級以上） TECC四〇〇点以上</p>	<p>ハングル能力検定試験準二級以上 韓国語能力試験四級以上</p>	<p>日商簿記検定試験二級以上</p>	<p>情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家資格）合格者</p>	<p>令和六年四月十日から遡り五年以内に全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）に選手として出場した経験（選手登録されたことを要する。監督、コーチ及びマネージャー等は除く。）。ただし、対象となるスポーツ大会及びスポーツは次のとおりとする。</p> <p>(1) スポーツ大会 日本選手権大会、国民スポーツ大会（国民体育大会を含む。以下同じ。）、全日本学生選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校サッカー選手権大会又はこれらに準ずると岡山県警察本部が認める大会</p> <p>(2) スポーツ ア 日本スポーツ協会及び日本オリンピック委員会 のいずれにも加盟（正加盟、準加盟、承認）している競技団体の競技であり、かつ、日本選手権大会、国民スポーツ大会、全日本学生選手権又は全国高等学校総合体育大会のうちいずれか一つ以上の大会で実施される競技</p>

					警察官B
					教養試験
					作文試験
					適性検査
					体力試験
					身体検査1
					資格加點
英語	剣道	柔道	分野	<p>七1の受験申込書の提出の際に証明書類の写し又は原本を添えて申請のあった次に掲げる資格・免許・検定・経歴について、警察業務に資する専門的技術及び知識の確認を行う。ただし、資格・免許・検定について証明書類の写しを提出した場合には当該証明書類の原本の確認を行う。</p>	<p>イ アに該当しないが、日本選手権大会、国民スポーツ大会、全日本学生選手権又は全国高等学校総合体育大会のうちいずれかの大会で実施される武道競技</p>
<p>実用英語技能検定（英検）二級以上 TOEIC 四七〇点以上（団体特別受験制度（IPテスト）によるものを除く。） TOEFL（PBT）四六〇点以上 TOEFL（CBT）一四〇点以上 TOEFL（iBT）四八点以上 国際連合公用語英語検定試験C級以上</p>	<p>三段以上（全日本剣道連盟の段位に限る。）</p>	<p>二段以上（講道館の段位に限る。）</p>	<p>資格・免許・検定・経歴</p>		

中国語	韓国語	財務	情報処理	スポーツ歴
<p>中国語検定試験三級以上 漢語水平考試四級以上かつ一八〇点以上（平成二十一年十二月十三日以前に実施された試験にあつては、三級以上） TECC四〇〇点以上</p>	<p>ハングル能力検定試験準二級以上 韓国語能力試験四級以上</p>	<p>日商簿記検定試験二級以上</p>	<p>情報処理技術者試験（経済産業省認定の国家資格）合格者</p>	<p>令和六年四月十日から遡り五年以内に全国規模で行われるスポーツ大会（中学校卒業以降の大会で地区予選を経たものに限る。）に選手として出場した経験（選手登録されたことを要する。監督、コーチ及びマネージャー等は除く。）。ただし、対象となるスポーツ大会及びスポーツは次のとおりとする。</p> <p>(1) スポーツ大会 日本選手権大会、国民スポーツ大会、全日本学生選手権、全国高等学校総合体育大会、全国高等学校野球選手権大会、全国高等学校サッカー選手権大会又はこれらに準ずると岡山県警察本部が認める大会</p> <p>(2) スポーツ ア 日本スポーツ協会及び日本オリンピック委員会のいずれにも加盟（正加盟、準加盟、承認）している競技団体の競技であり、かつ、日本選手権大会、国民スポーツ大会、全日本学生選手権又は全国高等学校総合体育大会のうちいずれか一つ以上の大会で実施される競技</p> <p>イ アに該当しないが、日本選</p>

<p>手権大会、国民スポーツ大会、全日本学生選手権又は全国高等学校総合体育大会のうちいずれかの大会で実施される武道競技</p>

2 第二次試験

(1) 口述試験

集団面接及び個別面接により行う。

(2) 身体検査2

所定の身体検査書の提出により、職務遂行に必要な身体状態の検査を行う。検査費用は、受験者の負担とする。 検

項目	基準
視力	両眼とも裸眼視力が〇・六以上又は矯正視力が一・〇以上
色覚	職務遂行に支障のないこと。
聴力	職務遂行に支障のないこと。
精密検査	職務遂行に支障のない身体状態であること。

四 試験の期日及び試験会場

1 第一次試験

(1) 教養試験、論文試験又は作文試験、適性検査及び資格加點

試験の期日	試験会場
令和六年五月十二日(日曜日)	<p>岡山市北区津島中三丁目一番一号 岡山大学文・法・経済学部講義棟 岡山市北区津島中二丁目一番一号 岡山大学一般教育棟</p>

(2) 体力試験及び身体検査1

試験の期日	試験会場
令和六年五月三日(金曜日)から同月六日(月曜日)までのうち一日(受験申込者に対して、直接通知する。)	岡山市北区玉柏二七五三 岡山県警察学校

2 第二次試験(口述試験及び身体検査2)

令和6年3月1日 岡山県公報 第12578号

口述試験の期日	令和六年六月二十九日（土曜日）から同年七月四日（木曜日）のうち一日（第一次試験の合格者に対して、直接通知する。）
口述試験会場	岡山市中区古京町一丁目七番三六号 岡山県庁分庁舎

五 合格者の発表

岡山県警察本部の掲示板に次のとおり掲示し、岡山県警察ホームページにも掲載するとともに、合格者に対しては、直接通知する。

区分	発表の期日	内容
第一次試験	令和六年五月二十四日（金曜日）	合格者の受験番号
第二次試験	令和六年七月十二日（金曜日）	合格者の受験番号

六 採用及び採用後の給与

1 採用

- 第二次試験の合格者は、合格決定後直ちに、試験区分ごとに成績順に採用候補者名簿に登載する。
- 採用者は、採用候補者名簿に登載した者の中から、岡山県警察本部長が決定する。なお、採用時期は、原則として、試験区分が令和六年十月採用の者にあつては同月一日とし、試験区分が令和七年四月採用の者にあつては同月一日とする。
- 採用候補者名簿の有効期間は、原則として、名簿登載の日から一年とする。

2 給与

- 令和六年四月採用者（新卒者）の給料月額は、次のとおりである。

試験区分	学歴	給料月額
警察官A	大学卒業	二二二、二〇〇円
警察官B	短期大学卒業	二一八、〇〇〇円
	高等学校卒業	二〇三、四〇〇円

- 諸手当として、扶養手当、通勤手当、住居手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

七 受験手続

- 試験を受けようとする者は、所定の受験申込書を岡山県警察本部警務部警務課（岡山市北区内山下二丁目四番六号）に提出すること。
- 受験申込書は、令和六年三月一日（金曜日）から同年四月十日（水曜日）までの期間中（土曜日、日曜日及び祝日を除く）、八時三十分から十七時十五分まで、岡山県警察本部警務部警務課において受け付ける。なお、郵送の場合にあつては、

同日までの消印のあるものは、受け付ける。

3 インターネットによる受験申込みは、令和六年三月一日（金曜日）から同年四月十日（水曜日）までの期間中、岡山県警電子申請サービスにおいて受け付ける。

八 その他

1 試験の実施方法その他試験に関する事項については、受験案内に記載する。

2 受験申込書及び受験案内は、岡山県警察本部警務部警務課、県内各警察署、岡山県人事委員会事務局等で交付する。また、受験案内は岡山県警察ホームページからもダウンロードすることができる。

3 受験資格の有無及び受験申込書の記載事項を確認するため、必要に応じて、証明書等の提出を求められることがある。

4 六1(1)の採用候補者名簿に記載された場合であっても、受験申込書等の提出書類の記載事項（インターネットによる受験申込みの場合の入力事項を含む。）に虚偽のものがあると認められるときは、採用候補者名簿から当該者を削除する。